

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第四十九號

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十八號縣會議員等給與條例の一部を次のように改める

昭和二十三年八月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣會議員等給與條例中改正條例

第五條の二中「一委員につき月額五百円」を「一議員につき月額四千円」に改め次の但書を加へる。

但し特別の事情がある場合にはこれを増減することができる。

第五條の第三項中「貳百圓」を「參百圓」に改める。

別表(一)中縣會議長、同副議長、縣會議員及び選舉管理委員の報酬を次の通り改める。

昭和二十三年八月四日
外 水 曜 日

縣會議長	同	月額	七、〇〇〇円
同副議長	同		六、〇〇〇
縣會議員	同		四、〇〇〇
選舉管理委員委員長	同		八、〇〇〇
委員	同		六、〇〇〇

附 題

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを適用する但し選舉管理委員については昭和二十三年八月一日からこれを適用する。